

## 「個人所得税」再度確認を！！

中国で働く外国人にとって関心の高い「個人所得税」について、2004年3月5日に、国家税務局より「外国籍人員の個人所得税徴税管理を強化することに関する通知（国税発〔2004〕27号）」が交付されています。

この通知の内容のポイントは以下の通りです。

### 1. 2004年6月末までに過年度の未納税額を自主申告の場合、本税 + 延滞金のみ（罰則は適用されない。）

2004年6月末までに、外国籍人員・源泉徴収義務者（給与支払者である法人）が自ら過年度の未納税額を申告納付する場合には、追加納税額とそれに伴う延滞金（日歩0.05%）は徴収されるが、その他の処罰は行われません。

### 2. 期限を過ぎて、過少申告・無申告が発覚した場合、徴収管理法に基づき罰則が適用。

上記期限までに、外国籍人員が依然として自ら未払税額の追加納付をしない場合で、長期にわたって課税所得額を隠匿、虚偽申告又は無申告の場合、徴税管理法に基づき、追加納税額の徴収、延滞金の徴収し罰則に処されます。

上記1を見る限りは、優遇措置の一種とも見受けられますが、上記2に記載するとおり期限後においてはキッチリ処罰しますよと言っており、期限後の7月以降外国籍人員を対象とした徴税強化が行われる可能性があるかもしれません。

既に、各方面からこれらの情報を入手されていることと思いますが、**罰則免除の期限が来月末までです**ので、いま一度、ご自身や自社駐在員の過去の個人所得税申告に問題ないかご確認ください。